

診療情報提供について

- ・学校看護師が実施する医療的ケアに関する診療情報提供書は、診療報酬の算定対象（H30.3.5厚労省告示）となっています。なお、指示書は原則として年1回提出してもらうことになっています。ただし、内容に変更がある場合には、その都度提出してもらいます。
- ・介護職員等喀痰吸引等指示書（認定教員に対する指示）も診療報酬の算定対象（H30.3.5厚労省告示）となっており、幼児児童生徒一人につき、3か月に一度を限度として医療保険の適用を受けることができます。

学校看護師について

- ・学校看護師は、計画的に主治医を訪問し、指示や説明を受けています。また、人工呼吸器を取り扱う場合は、実施決定前に学校職員とともに医療的ケア児の情報等を確認しています。
- ・学校看護師が不足することがないように、新潟県看護協会及び新潟県ナースセンターと連携し確保に努めています。

【担当・お問い合わせ先】

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。
また、診療情報提供書等の必要書類は次のURLでダウンロードできます。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/1194624921842.html>

新潟県教育庁 義務教育課 特別支援教育推進室
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1（新潟県庁）
電話：025-280-5606

令和7年11月発行



医療関係者用リーフレット

新潟県立学校における 医療的ケア



医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、新潟県立学校では医療関係者の皆様の御理解と御協力をいただき、医療的ケアを安全かつ適切に実施しています

新潟県教育委員会



学校生活における医療的ケアとは

「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」
(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条)

→医師が不在の学校においても、主治医の指示・意見や学校医等(学校医、医療的ケア指導医)の指導助言に基づき、主に医療的ケア看護職員(学校看護師)による痰の吸引や経管栄養注入、導尿、人工呼吸器の管理、気管切開部の衛生管理などの医行為を実施します。



学校で医療的ケアを行うことで、子供たちの成長発達を支援し、学びを保障します

学校における医療的ケアの実施者

(1) 学校看護師

主治医の診療情報提供書、学校医等の助言に基づき医療的ケアを実施します。

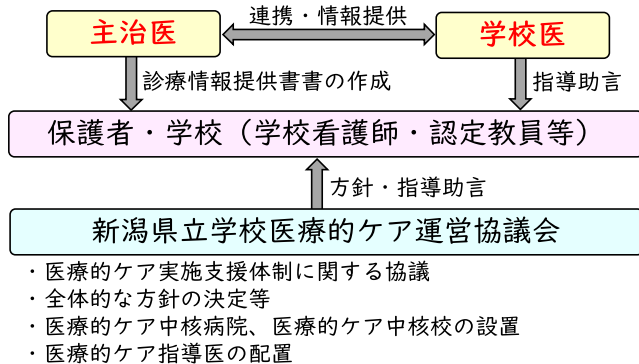
(2) 教員の認定特定行為業務従事者(認定教員)

学校看護師の指導の下、県に登録した特定行為を実施します。

(3) 保護者

学校看護師が休暇等で不在の場合、保護者に医療的ケアの実施を依頼することがあります。

学校における医療的ケア実施支援体制と役割(医療)



医療的ケア中核病院・医療的ケア指導医

(1) 医療的ケア中核病院

学校における医療的ケアの実績が豊富な病院として、医療的ケアに係る実施体制の構築等、学校、主治医だけでは対応が難しい課題に対する相談や指導助言、研修の提供等を行います。現在、国立病院機構新潟病院に依頼しています。また、隣接する県立柏崎特別支援学校(医療的ケア中核校)と連携し、学校から中核校へ相談があった場合、必要に応じて中核病院への相談や受診に繋げます。

(2) 医療的ケア指導医

学校における医療的ケアに精通する医師として、個別の人工呼吸器の取り扱い等、学校、主治医だけでは対応が難しい課題に対して、医療的ケア実施校(又は実施準備校)の依頼を受け、学校等に指導助言を行います。現在、中核病院に1名、上中下越にそれぞれ新潟病院・長岡療育園・新潟県はまぐみ小児療育センターの医師を1名ずつ配置しています。

医療的ケア実施までの主な流れ

